

学校番号 (69)
学校名 福岡市立小笹小学校
校長名 時枝 豊実印
(生徒指導担当者 渡邊 正信)

平成30年度 小笹小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

いじめ防止は、教職員が自らの問題として切実に受け止め徹底して取り組むべき重要な課題である。

- いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得るものである。
- 弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない。
- いじめられている子どもの立場に立った親身の指導が大切である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、組織的に一体となって取り組むことが必要であること。

以上のことを教職員が十分に認識し、適切に、そして迅速に対応する必要がある。そこで、すべての児童が安心して、いきいきとした学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) いじめの未然防止 ～いじめを生まない学校・学級の風土づくり～
- (2) いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～
- (3) いじめへの即対応 ～問題を軽視せず、誠実かつ組織的な対応～

<小笹小 いじめゼロ宣言>

・百周年への第一歩 いいとこ見つけて 笑顔の小笹小にします

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

○ 絆づくり

- ・ いじめゼロ取組月間の実施

福岡市いじめゼロ宣言の中から、「一人ひとりのちがいを認め合い、互いに尊重し合います」（共生）をテーマに、計画委員会の児童を中心に1ヶ月間取組を行う。

- ・ 児童縦割り集会の実施

計画・集会委員会を中心とした集会活動の取組を行う。

- ・ 集団づくりゲームの実施
毎月、絆づくりは仲間を大切にすることを育むゲーム等の紹介し、月一回の火曜日トントタイムの時間に各クラスでゲームを実施する。
- 居場所づくり
 - ・ 集団作り実態・実践交流会を通して職員が学びあい、児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場づくりに努める
- 分かる授業づくり
 - ・ テーマ研究を通して、基礎・基本を確実に定着させ、学力が低位の児童への支援を考える。
 - ・ OGT 研修を行い、互いの授業を参観しあう機会を位置づけることで、わかる授業作りに取り組む体制をつくり実践していく。
 - ・ 学び方・学力向上推進方案で提案された「学び方の基本」の手引きに沿った指導を職員の共通理解のもと行い、全校で学習規律を徹底することで、規律ある落ち着いた環境で児童が学習する習慣を身に着ける。
 - ・ 指導方法工夫改善を通して、学習につまずきの見られる児童に対して、個に応じた、きめ細やかな指導を行うことで、基礎・基本の定着を図る。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、児童相談所その他と関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

(1) いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

- ① 児童のささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ (情報に基づき) 速やかに対応すること。

この三つを早期発見の基本として以下の取り組みを行っていく。

○ 無記名式アンケートの実施

学期に1回以上無記名式アンケートを実施することで、いじめについての過去の経験値を知り、今後どの程度いじめが起こりうるか把握する。その結果を踏まえ、教師が児童を意識的に観察し、対策を講じる。

○ ハイパーQU アンケートの実施、分析、有効活用

6月にQUアンケートを実施し、結果を元に学級生活不満足群の児童やヘルプシグナルを持つ児童への個別面接を行う。また、得点からの個人や学級の課題の発見・対応及び学校全体でQUアンケートの結果における要支援群の児童について情報共有することで、気になる児童について学校全体でも取り組んでいく。

○ 職員連絡での諸問題の共有と指導

毎週の職員連絡の中では、生徒指導上の問題点について各学年より報告を行うことで、諸問題の共有を図り、必要に応じて各学級での指導にあたっていく。

(2) いじめへの即対応～問題を軽視せず、誠実かつ組織的な対応～

いじめのサインを受信したら、事実を丹念に調べ、確認し、いじめられている児童の立場に立って対応することを大原則とする。

○ 正確な事実確認

- ・ 当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認に努める。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。

○ 誠実かつ組織的な対応

- ・ 職員会議、緊急いじめ対策委員会の実施
- ・ 警察等の関係諸機関との連携
- ・ 教育委員会 生徒指導課への第一報
- ・ 家庭・地域との連携
- ・ 緊急いじめアンケートの実施
- ・ 重大事態に対し調査組織を設置

- いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」(市教委作成)及び「いじめの早期発見・早期対応の手引き」(県教委作成)の活用の一層の徹底を図る。

4 いじめに対する措置(ネット上のいじめ、加害児童への対応等)

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

～ネットいじめへの対処～

- (1) 被害者からの訴えや閲覧者からの情報，ネットパトロールにより，ネットいじめの把握に努める。
- (2) 不当な書き込みを発見したときには、次の手順で対処する。
 - ① 状況確認
 - ② 状況の記録→いじめへの対応、教育委員会、警察への相談
 - ③ 管理者へ連絡（削除依頼）
- (3) 学校単独で対応することが困難と判断した場合には，教育委員会と相談しながら対応を考えていく。
- (4) 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報したりするなど，外部の専門機関に援助を求める。
- (5) 文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」も参考にする。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会と連携し，学校基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために，Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後，校内研修において，情報を組織的に共有し，支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針は，学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (2) 学校基本方針に基づき，取組が適切に機能しているかを生徒指導部会・学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し，必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

（1）組織の名称・役割

○ 名称

小笹小学校 いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 小笹小学校児童の健全な育成をめざし、その効果的な推進のため、積極的な助言と協力を行う。
- ・ 「いじめ」に関する対策・実施計画及び推進に関すること。
- ・ 学校の生活環境及び児童をとりまく地域の生活環境の改善、整備に関すること。
- ・ 生徒指導関係行事及び「いじめ」防止に関すること。
- ・ 学校の生徒指導への保護者の理解・協力に関すること。
- ・ 各種機関との連絡・連携に関すること。

（2）組織の構成（別添資料1参照）

自治協議会会長 公民館長 小笹小PTA会長 少年補導員
民生・児童委員会長 子ども会育成会連合会長 主任児童委員
校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当教諭 いじめ防止担当教諭
教育相談・不登校担当教諭 養護教諭 SC SSW 該当学年教諭
スクールサポーター

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

（1）組織の名称と役割

○ 名称

小笹小学校いじめ防止対策・調査委員会

○ 役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

（2）組織の構成

自治協議会会長 公民館長 小笹小PTA会長 少年補導員
民生・児童委員会長 子ども会育成会連合会長 主任児童委員 校長 教頭
主幹教諭 生徒指導担当教諭 いじめ防止担当教諭 教育相談・不登校担当教諭
養護教諭 SC SSW 該当学年教諭

※当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動	CA D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会	P	
5	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動	CA D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問 学校警察連絡協議会	DC D	
6	学び方ウィーク 小中連携あいさつ 運動縦割りグループ顔合わせ いじめゼロ取組月間 お友達アンケート QUアンケート	CA D D D D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会 小笹小いじめ防止対策委員会	DC DC	
7	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動	CA D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会 集団作り実態交流会 ・取組の反省 学校サポーター会議 地域懇談会	DC CA A C	
8	いじめゼロサミット 2017 参加	D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会 平尾中ブロック夏期合同研修会	DC	
9	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動	CA D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会 小笹小いじめ防止対策委員会	DC	
10	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動 児童縦割り集会	CA D D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会	DC	
11	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動 児童縦割り集会 お友達アンケート	CA D D D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会	DC	
12	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動	CA D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会	DC C	
1	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動	CA D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会 小笹小いじめ防止対策委員会 集団作り実態・実践交流会	D DC	
2	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動 お友達アンケート	CA D D	生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	DC	
3	学び方ウィーク 小中連携あいさつ運動	CA D	学校サポーター会議 生徒指導部会・校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・次年度の取組の確認	C D C A	